

公益社団法人 おおさき青年会議所 役員選任の方法に関する規程

第1章 目的

第1条 この規程は、公益社団法人おおさき青年会議所（以下、「本会議所」という。）定款第19条から第25条に基づき、役員を選任方法について、必要な事項を定めたものである。

第2条 本会議所の役員は、本規程に定めるところにより選出された候補者につき、総会の議決によって選任され、翌年1月1日から正式に役員に就任する。

2 次年度役員として選任された者は、前項の総会の承認を得るまでは候補者、承認を得た後は予定者となる。

第2章 選挙管理委員会

第3条 本会議所は、理事・監事候補者の選出委員を選挙により選ぶため、その選挙の管理及び執行する機関として選挙管理委員会をおく。（以下、「選管」という。）

第4条 選管の委員は定員3名とし、毎年6月30日までに理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

2 選管の委員の任期は7月1日より10月31日までとする。ただし、理事会の議決により任期を延長することができる。

3 選管の委員に欠員が生じた場合は、第1項に準じて定員に達するまで理事長がこれを指名し、理事会の承認を得る。

第5条 選管の委員の中から、互選により委員長を決定する。委員長は、委員会を代表し、選管の議事を整理して、選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

2 選管の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

第3章 理事・監事候補者の選考委員会

第6条 次年度の第1次理事候補者1名、並びに必要なに応じて監事候補者3名以内を選出するため、本会議所に理事・監事候補者選考委員会をおく。（以下、「選考委員会」という。）

第7条 選考委員会は、現任理事長並びに選挙により選出された選考委員10名の、合計11名によって組織する。

2 10名の選考委員は、7月例会出席正会員により、5名連記無記名投票によって選出する。なお最低位同得票の場合には、選管が当選者を決する。

3 前項の選挙権並びに被選挙権は正会員がこれを有する。ただし、現任理事長並びに監事は被選挙権を有しない。

第8条 理事長以外の選考委員の中から、互選により委員長を決定する。委員長は、委員会を代表し、議事を整理して、その職務の管理及び執行に関して責に任ずる。

第4章 理事候補者の選出

第9条 選考委員会は、毎年7月31日までに、選考委員の総意によって、次年度の第1次理事候補者1名を選出し、8月理事会へ通知しなければならない。

2 第1次理事候補者は、理事経験を有するものの中から選出されることを要し、選管や選考委員会のうちより選出されることを妨げない。

第10条 8月理事会承認後、第1次理事候補者は、選考委員会と協議のうえで次年度の理事の数を決定し、第1次理事候補者の指名によって第2次理事候補者を選出、すみやかに理事会へ通知しなければならない。

第11条 第2次理事候補者は、当該年度の正会員たることを要する。ただし、次の各号に掲げるものは、理事候補者となり得ない。

- (1) 選考委員会において、監事候補者に出選されたもの
- (2) 次年度において、正会員の資格なきもの
- (3) 会費の納入を著しく遅滞しているもの

第12条 理事候補者の選出にあたっては立候補を認める。しかし立候補者の有無にかかわらず、第1次理事候補者については選考委員会が、第2次理事候補者については第1次理事候補者が、本会議所の目的・信条に則り、公正なる方法を選定のうえ選出する。

第13条 前条に定める立候補の届出は、選考委員会が指定する日の正午までに、選管の委員長に対して、下記の事項を明記のうえ文書にて提出する。

- (1) 住所、氏名
- (2) 入会年度、J C歴、役員歴等
- (3) 抱負

第5章 監事候補者の選出

第14条 選考委員会は、協議のうえで次年度の監事の数を決定し、選考委員の総意によって監事候補者を選出し、8月理事会へ通知しなければならない。

2 監事候補者は、選管や選考委員会のうちより選出されることを妨げない。

第6章 報告・承認・通知

第15条 9月例会を臨時総会とし、選考委員長は、第9条と第14条により選出された次年度の第1次理事候補者並びに監事候補者を報告するとともに、その選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

2 第1次理事候補者は、12月総会において、選出された次年度の第2次理事候補者を報告するとともに、総会の承認を得なければならない。

第16条 現任理事長は、本規程の定めるところによって選出された次年度の役員候補者の氏名を、速やかに全会員へ通知しなければならない。

第7章 補充役員候補者の選出

第17条 任期中の役員に欠員が生じ、その補充が必要な場合は、理事会において役員候補者を選出する。選出後最初の例会を臨時総会として、役員候補者の選出に関する経過の説明をし、総会の議決を得なければならない。

2 任期は前任者の任期満了までとする。

第8章 出向役員及び委員の選任・承認

第18条 公益社団法人日本青年会議所・地区協議会・ブロック協議会の役員あるいは委員を、本会議所より選任する必要がある場合は、理事会において候補者を選出し、総会において承認を受ける。出向役員並びに委員については、監事との兼務を妨げない。

第9章 直前理事長

第19条 直前理事長は、前年度の理事長が就任する。ただし年齢制限を超えて直前理事長となる場合は特別会員として扱い、正会員としての資格を有しない。

第10章 その他

第20条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

附 則

1. 本規程の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本付則は、本規程の変更の施行後、削除する。

本規程は平成5年1月1日から施行する。
本規程は平成19年1月1日から施行する。
本規程は平成25年1月4日から施行する。